

指定障害児通所支援事業者等に対する集団指導資料

(4) 報酬編

平成26年3月18日

岡山衛生会館三木記念ホール

○サービス提供時の報酬の算定

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援を提供した際の報酬の額は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)別表の障害児通所給付費単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成24年厚生労働省告示第128号)」を乗じて得た額となる。
- 指定障害児入所支援を提供した際の報酬の額については、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)により同様の計算を行う。
- 具体的には、単位数に10円を乗じて得た額にサービス提供事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額を乗じて得た額となる。
- 地域区分については、平成24年4月1日時点で、岡山市以外は「その他」となる。(平成27年まで、毎年告示の改正により級地は変更になるが、一単位の単価は変わらない。)

○加算の算定時期

- 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとなる。

※県においては、各事業所(障害児入所施設以外)の加算情報を国保連合会へ報告することとなっており、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の突合が行われるので、届出については厳重に行うようお願いしたい。

○事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の取扱い

- 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善が見られない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた給付費等は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処することになる。
- また、改善が見られた場合においても、要件に合致するに至るまでは、当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずることとなる。

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手続となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。

○加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

■ 指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出ること。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該加算について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することとなる。

○利用者に対する利用料の過払い分の返還

■ 不当利得分を市町村へ返還することとなった指定通所支援事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害児通所支援事業所等において保存しておくこと。

○算定上における端数処理について

■ 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行う。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算となる。

※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

(例) 指定児童発達支援事業所(利用定員50人以下で526単位)

- ・ 地方公共団体が設置する施設の場合 所定単位数の965/1000
 $526 \times 965 / 1000 = 507.9 \rightarrow 508$ 単位
- ・ 定員超過利用による減算がかかる場合 所定単位数の70/100
 $508 \times 0.7 = 355.6 \rightarrow 356$ 単位

※ $526 \times 0.965 \times 0.7 = 355.313$ として四捨五入するのではない。

■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」とする。

(例) 前記の事例で、このサービスを月に22回提供した場合(地域区分は1級地)

- ・ 356 単位 \times 22 回 $= 7,832$ 単位
- ・ $7,832$ 単位 \times 10.81 円/単位 $= 84,663.92$ 円 \rightarrow 84,663円

電子請求システム

○電子請求システム（支払等システム）について

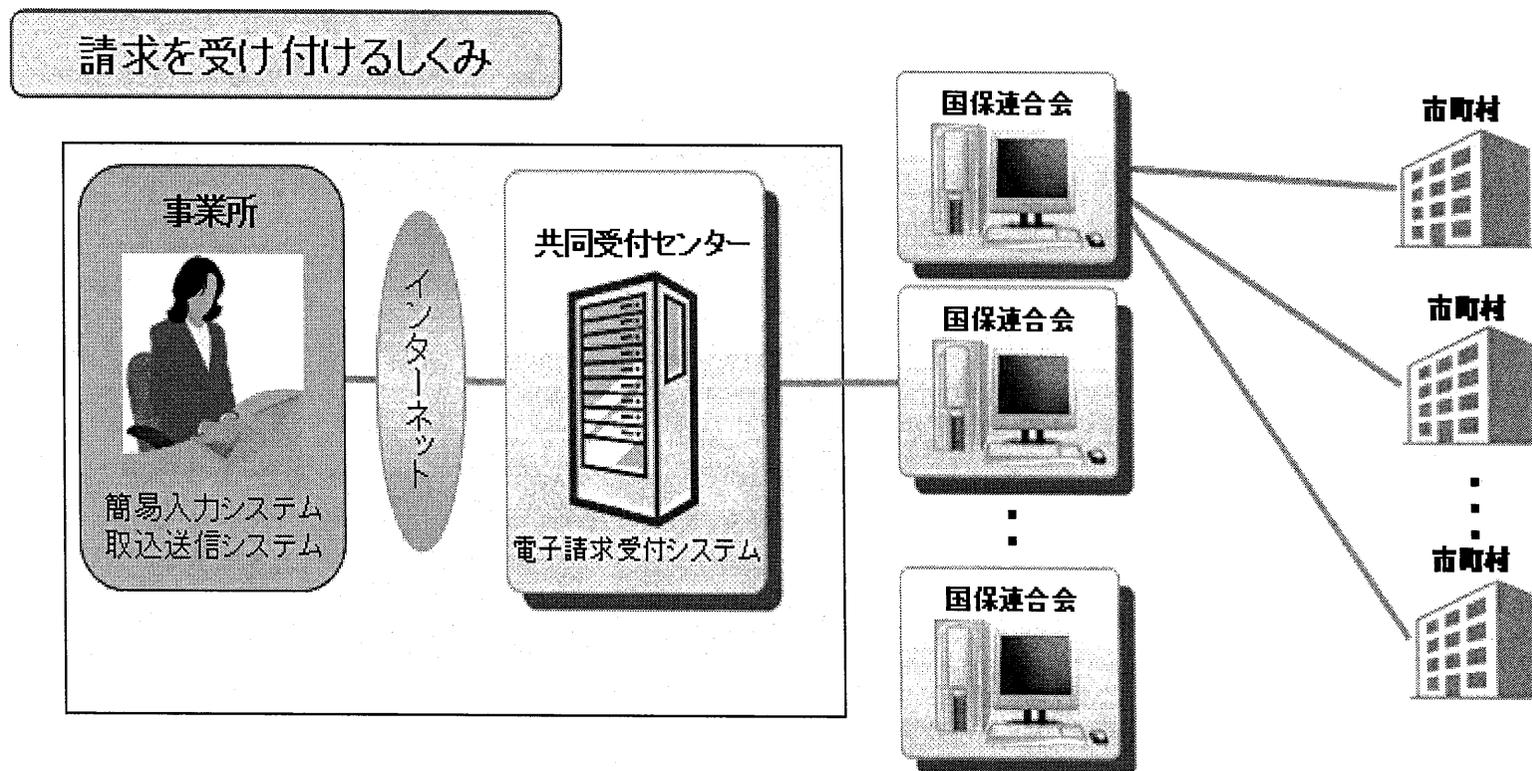
◎インターネット利用による請求

■請求情報の作成および送信は、簡易入力システムを使用する。

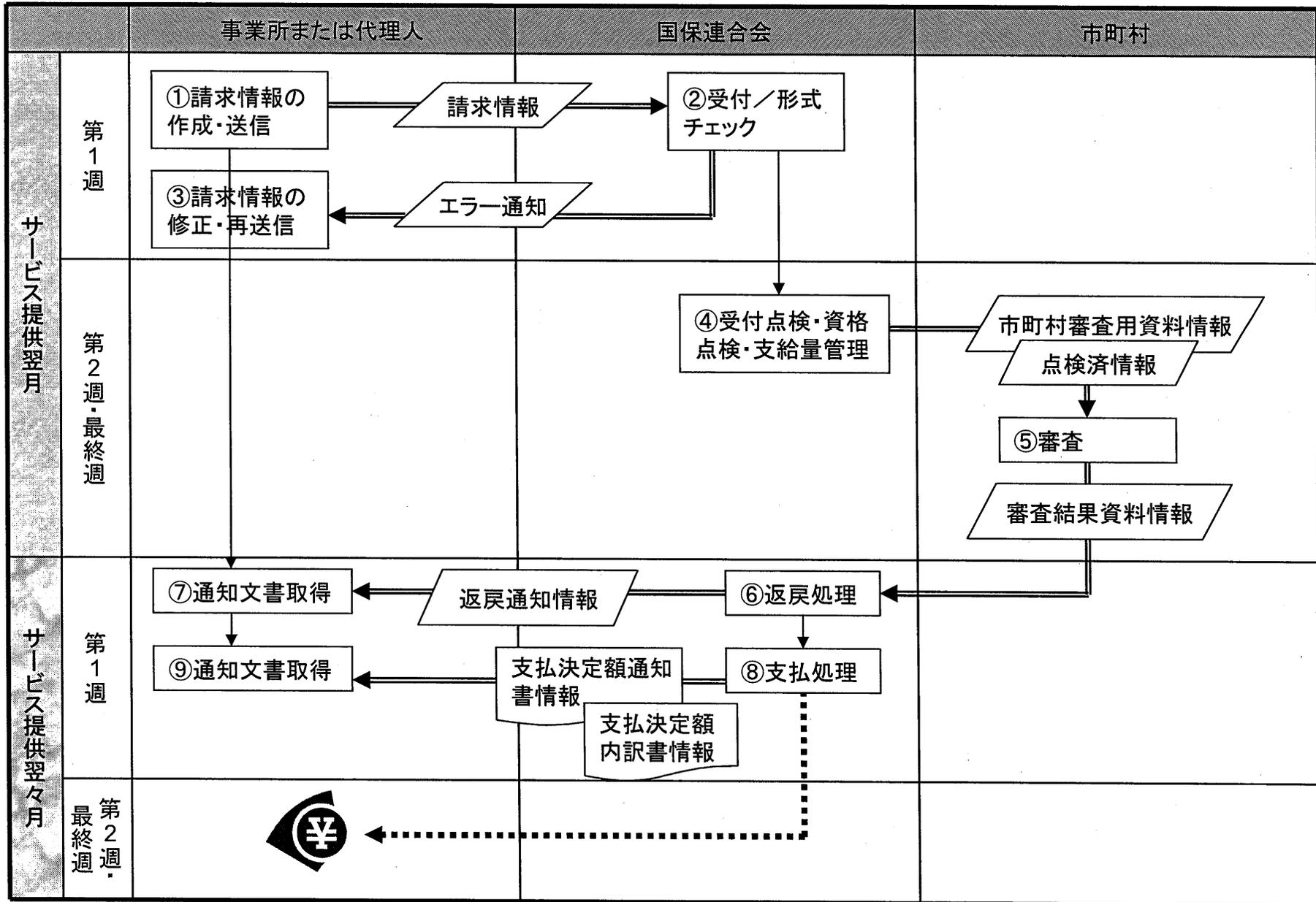
※請求情報の作成は市販の事業所業務管理ソフトウェア(他システム)を使用することもできる。この場合は、他システムで作成した請求情報を取り込み、送信を行う取込送信システムを使用する。

■事業所がインターネットで送信した請求情報は、電子請求受付システムを経由して国保連合会に送信される。

■国保連合会では請求情報を処理し、市町村による審査の後、作成された支払額決定通知書等の通知情報(データ/PDF)をインターネットで事業所宛に送信する。



○介護給付費等の請求の流れ



○請求の流れ①

① 請求情報の作成・送信

事業所等は、支給決定者に対してサービスを行った場合、簡易入力システムに請求情報（「表1 提出する請求情報」参照）を入力し、サービス提供翌月の10日までにインターネットにより国保連合会（電子請求受付システム）に送信する。

（表1 提出する請求情報）

請求情報	該当事業所	障害福祉サービス		
		指定サービス事業所	指定相談支援事業所等	基準該当事業所
介護給付費・訓練等給付費等請求書情報		○		
介護給付費・訓練等給付費明細書情報		○		
特例介護給付費・特例訓練等給付費請求書情報				○ ※1
特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報				○ ※1
計画相談支援給付費等請求書情報			○	
利用者負担上限額管理結果情報		○	○	○ ※1
サービス提供実績記録票情報		○		○ ※1

※1:市町村が国保連合会に委託している場合

○請求の流れ②

② 受付／形式チェック

提出された請求情報については、電子請求受付システムで形式チェックを行い、内容にエラーがあれば到達確認画面にエラー表示される。

③ 請求情報の修正・再送信

形式チェックでエラーとなった情報の確認、誤りを修正した後、国保連(電子請求受付システム)に再送信する。

④ 受付点検・資格点検・支給量点検

国保連は受付点検等を行い、市町村審査用資料及び点検済情報を作成し市町村へ送付。

⑤ 審査

市町村は審査を行い、審査結果を国保連へ送信。

⑥ 返戻処理

市町村の審査結果資料情報により、返戻が発生した場合、事業所等へ返戻通知情報を送信する。(審査月の月末頃に電子請求受付システムの照会一覧画面より確認可能)

⑦ 通知文書取得

国保連(電子請求受付システム)から返戻通知情報を受信(ダウンロード)する。

⑧ 支払処理

市町村の審査結果資料情報に基づき事業所等へ支払決定額通知書情報等を送信。支払決定通知書に基づき、15日に指定口座へ振り込み。(土日祝日の場合は翌営業日)

⑨ 通知文書取得

国保連(電子請求受付システム)から支払決定額通知書情報等を受信(ダウンロード)する。

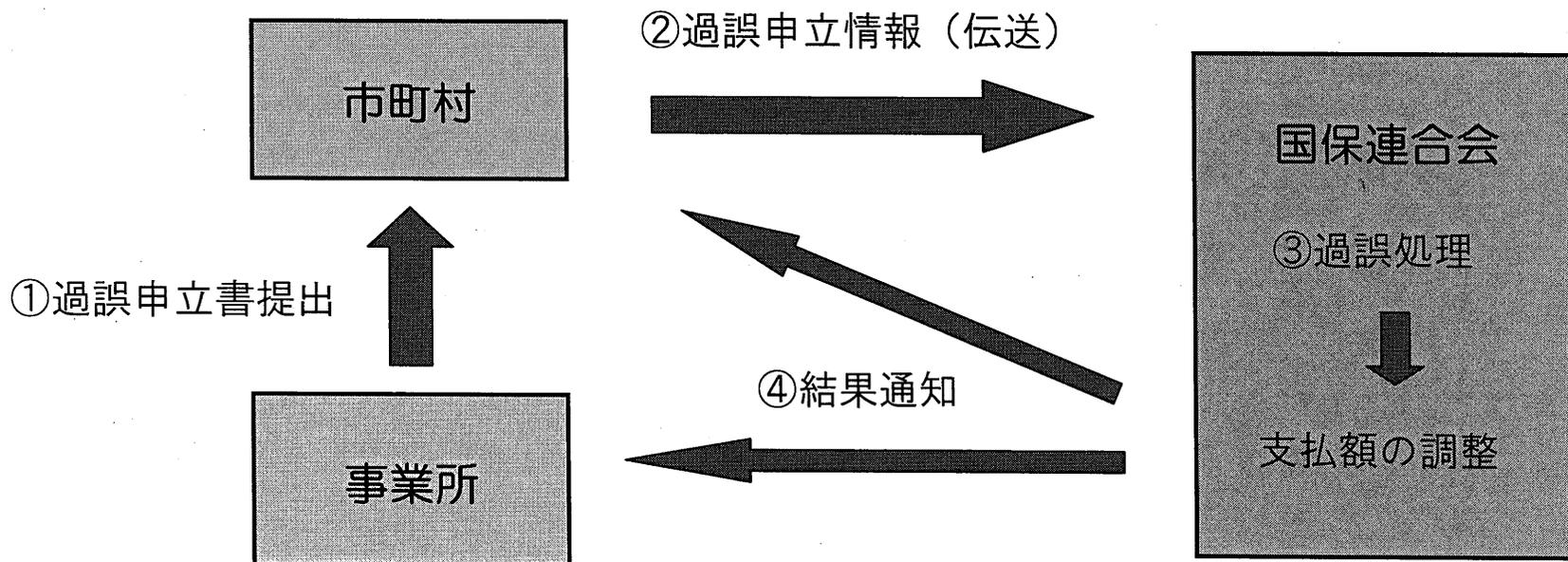
○過誤処理について

- 請求内容の誤りによる返戻であった場合、当該明細書の修正を行い、国保連合会に再請求を行う。(請求明細書の誤りで返戻となり、再請求を行う場合、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票も合わせて再提出する必要がある。)

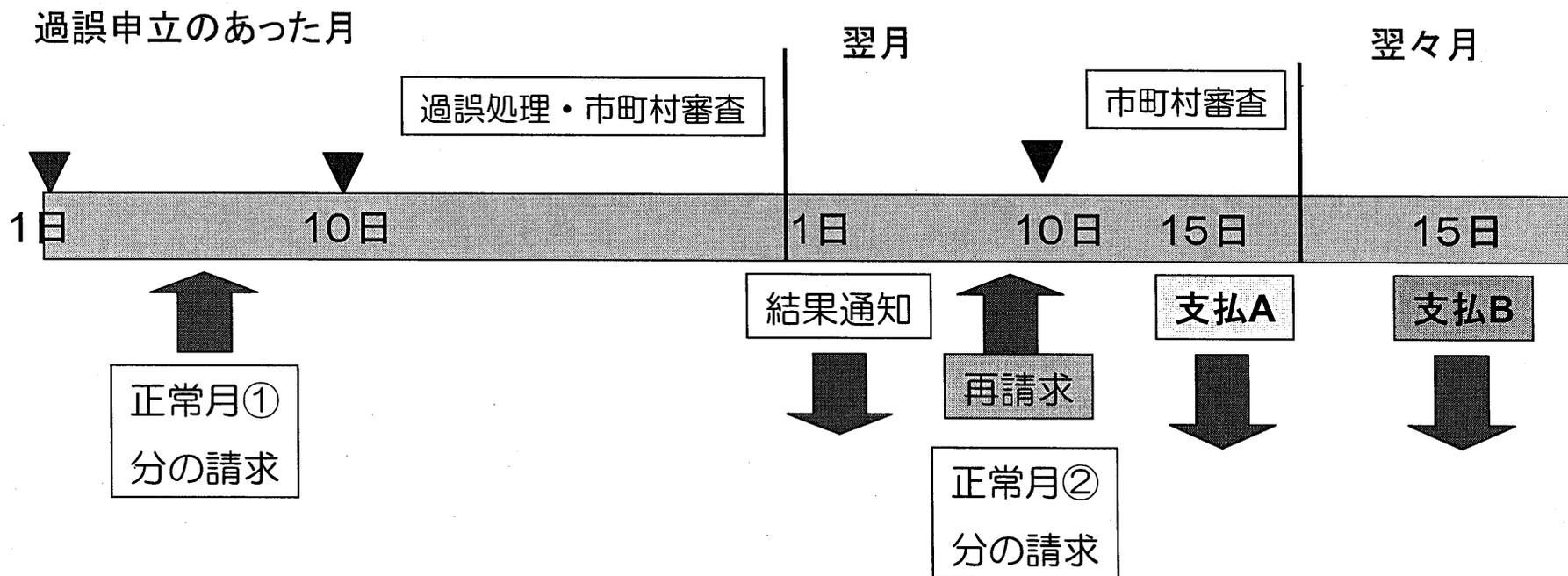
また、市町村から国保連合会に送る台帳の誤りによる返戻の場合、市町村に対し台帳の修正を依頼し、その後、国保連合会に再請求を行う。

- 過誤申し立ての依頼について

事業所等は、請求明細書等の記載誤り等によって、実際のサービス提供実績とは異なる金額の支払いが行われた場合、介護給付費・訓練等給付費の取下げを行う(支払決定済みの請求のみ取り下げ可能)。取り下げを行う場合、市町村にその旨を連絡し、国保連合会に過誤申し立てを行うよう依頼する。



○通常過誤の請求・支払のスケジュール



※支払A……正常月①分の支払から過誤処理分を差引いた金額が支払われる。

※支払B……正常月②分と再請求分を足した金額が支払われる。

このほかに、請求額より過誤額が多い等、市町村の判断により同月過誤（正常月分と再請求分の合計金額から過誤処理分を差引いた金額を支払う。）が行うことができます。

【支払等システムに関する問い合わせ先】

岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 障害者自立支援

TEL：086-223-9110

<受付時間>

平日 8:30~17:15 (12:00~13:00は除く)

※請求時の「エラー」及び「警告」発生減少のため、適正な算定及び請求手続をお願いします。

○定員規模別単価の取扱いについて

- ① 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定医療機関を除く。）については、運営規程に定める利用（入所）定員の規模に応じた報酬を算定する。
- ② ①にかかわらず、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。
- ③ 多機能型事業所のうち指定通所基準第 80 条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

○減算関係

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成 24 年厚生労働省告示第 271 号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号。報酬留意事項通知）等を参照すること。

●定員超過減算

- ・基本単位から 30%減算（障害児全員）
- ・複数のサービス提供単位がある場合には、単位ごと
- ・対象：指定医療機関、保育所等訪問支援を除く全サービス

- ア 一日あたりの利用者数が次の人数を超える場合 1) 定員 50 人以下・・・定員の 150%
2) 定員 51 人以上・・・定員の 125%+12.5 人
- イ 過去 3 か月の一日当たりの平均利用者数が次の人数を超える場合 1) 定員 11 人以下・・・定員+3 人
2) 定員 12 人以上・・・定員の 125%

※なお、指定基準では定員の遵守が求められており、減算にならない範囲の定員超過といえどもあくまでやむを得ない場合に認められるものであることに留意すること。

●人員欠如減算

- ・基本単位から 30%減算（障害児全員）
 - ・対象：児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、放課後等デイサービス、基準該当通所支援
- ア 直接処遇職員の人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合・・・その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算
- イ 直接処遇職員の 1 割の範囲内での減少・・・その翌々月から人員欠如が解除されるに至った月まで減算
- ウ ア・イ以外の職員、及び員数以外の要件・・・イと同じ
- ※児童発達支援等の人員配置は「サービス提供時間を通じて」必要であるため、人員が不足する時間は減算の計算対象となってしまうことに留意すること。

●人員欠如減算 2

- ・ 1 日につき 274 単位減算
- ・対象：児童発達支援センターにおいて、指定通所基準附則第 3 条の特例（直接処遇職員の人員配置の特例）を受けている場合

●通所支援計画等の作成業務が適切に行われていない場合の減算

- ・基本単位から5%減算
- ・対象：指定医療機関を除く全サービス

●開所時間減算

- ・基本単位から20%減算
- ・対象：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス（休業日に行うもののみ）
- ・運営規程に定められている各単位ごとの営業時間（サービス提供時間）が4時間未満の場合に減算
※営業時間をクラス分けするなど、画一的に4時間未満の利用しか認めていない場合には減算の対象となるので留意すること。

○加算関係

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号。報酬留意事項通知）等を参照すること。

以下に注意点のみ掲載する。

●児童発達支援管理責任者専任加算

- ・児童発達支援センターにおいて管理者との兼務の場合は算定不可
- ・児童発達支援センター以外では、管理者との兼務でも算定可能。
- ・障害福祉サービスのサービス管理責任者と兼務の場合、児童福祉法部分について算定可能。

●指導員加配加算

- ・単位ごとに、必要とされる職員配置に常時1人の追加配置をしている場合に算定可能。

●特別支援加算

- ・実施加算であるため、理学療法士等の資格者を配置するだけでなく、基準に適合した支援を行った児童に対してのみ算定可能。
- ・あらかじめ児童発達支援計画を踏まえた特別支援計画を作成すること、特別支援を行うこと、計画作成・見直しにあたって保護者に説明し同意を得ること、対象児ごとに訓練記録を作成することが必要。

●送迎加算

- ・重心の報酬を算定する場合、及び児童発達支援センターは算定不可。(基本報酬で評価されているため)
- ・居宅と事業所までの送迎を原則とするが、学校と事業所間の送迎(スクールバスのルート上に事業所がない等の場合のみ)であり、障害児支援利用計画に記載されている場合には算定しても構わない。(H24報酬改定Q&A問109参照)
- ・徒歩送迎は算定不可。

●延長支援加算

- ・営業時間が8時間以上の事業所について、営業時間の前後に延長支援をした場合に適用。
- ・個別支援計画で必要と認めた場合において、事前に届出を行った上で算定可能な加算なので、たまたま保護者の迎えが遅れた等の理由で

は算定できない。

●食事提供加算

- ・平成27年3月末までの間、保護者の所得区分により、食費を軽減するための加算（児童発達支援センターのみ）。なお、実費部分を徴収することは差し支えない。
- ・受給者証記載事項だが、児童発達支援事業等はこの加算の適用がないため、受給者証に記載していない市町村もあるようなので、必要な場合には確認すること。

●医療連携体制加算

- ・Ⅰ～Ⅲは、事業所が医療機関等（同一法人内の他の施設可能）と委託契約を締結し、看護職員の派遣を受け、派遣を受けた看護師が医師の指示を受けた上で、障害児に対する看護、又は認定特定行為従事者に対する喀痰吸引の指導を行った場合に算定。
- ・Ⅳは、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医師の指示により喀痰吸引等を行った場合に算定。

●家庭連携加算、訪問支援特別加算、欠席時対応加算

- ・標記加算と利用日数の合計が、受給者証に記載してある支給量を超えないこと。

障害児の地域区分

●障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の1単位単価の見直し

<現行>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%	
知的障害児通園施設支援 難聴幼児通園施設		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
児童デイサービス		* 障害者の地域区分は5区分								
重症心身障害児(者)通園事業		-								
肢体不自由児通園施設支援		10円								
児童デイサービス(再掲)		* 障害者の地域区分は5区分								
重症心身障害児(者)通園事業(再掲)		-								
-		-								
知的障害児施設支援	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円	
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
	第二種自閉症児施設の場合	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
盲ろうあ児施設支援	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
	ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
		当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
		併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円
肢体不自由児療護施設支援		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
第一種自閉症児施設支援		10円								
肢体不自由児施設支援		10円								
重症心身障害児施設支援		10円								
-		-								

<見直し後>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円	
	医療型児童発達支援(含:指定医療機関)	10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害以外の障害児の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
保育所等訪問支援		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円	
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
		自閉症の場合	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
	福祉型	盲	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
		盲ろうあ児の場合	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
			併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円
	肢体不自由の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
	医療型(含:指定医療機関)	自閉症の場合	10円								
肢体不自由の場合		10円									
重症心身障害児の場合		10円									
障害児相談支援		11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		

●児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る児童発達支援等の報酬の1単位単価の経過措置

<現行> 5区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
児童デイサービス	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円



<平成24年度> 18区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→6級地	甲地→3級地	甲地→4級地	甲地→6級地 乙地→2級地	甲地→7級地 乙地→3級地	乙地→4級地	乙地→5級地	乙地→6級地 丙地→2級地	乙地→7級地 丙地→3級地	丙地→4級地	乙地→その他	丙地→6級地	丙地→7級地	丙地→その他
	13.5%	11.25%	10.5%	10%	9%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.75%	4.25%	3.75%	3%	2.5%	2.25%	1.5%	0.75%	0%
児童発達支援センター以外の 指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等デイサービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.26円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円



<平成25年度> 15区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	甲地→3級地 乙地→2級地	特甲地→6級地 甲地→4級地	乙地→3級地 丙地→2級地	乙地→4級地	甲地→6級地 丙地→3級地	乙地→5級地	丙地→4級地	甲地→7級地 乙地→6級地	乙地→7級地 丙地→6級地	乙地→その他 丙地→7級地	丙地→その他
	15%	12.5%	11%	10%	9%	8%	7.5%	6.5%	6%	5.5%	5%	4.5%	3%	1.5%	0%
児童発達支援センター以外の 指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等デイサービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.33円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円



<平成26年度> 21区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	乙地→2級地	特甲地→3級地	丙地→2級地	甲地→3級地	特甲地→4級地	乙地→3級地	甲地→4級地 丙地→3級地	乙地→4級地	丙地→4級地	特甲地→6級地	乙地→5級地	甲地→6級地	乙地→6級地	丙地→6級地	甲地→7級地	乙地→7級地	丙地→7級地	乙地→その他	丙地→その他
	16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.25%	7.5%	7%	6.75%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%
児童発達支援センター以外の 指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等デイサービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.41円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円



<平成27年度以降> 見直し後の最終的な8区分

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
児童発達支援センター以外の 指定児童発達支援事業所 の場合の児童発達支援・放 課後等デイサービス(主たる 対象が重症心身障害以外の 障害の場合)	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円

* 平成24年度から26年度までの表の見方
次頁の表を見て、[現行の障害者の地域区分] [障害児の地域区分]
丙地(0%) → 7級地(3%)
の市町村の場合、「丙地→7級地」の欄が、当該年度の児童発達支援等
の報酬の1単位単価。

●現行の障害者の地域区分と障害児の地域区分を適用する対象地域の比較〔官署所在地・官署が所在しない地域等〕

* 下線は官署が所在しない地域等

u003c/divu003c

		障害児の地域区分							
		1級地 (18%)	2級地 (15%)	3級地 (12%)	4級地 (10%)	5級地 (8%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)
現行の障害者の地域区分	特別区 (12%)	特別区							
	特甲地 (10%)		東京都 武蔵野市、町田市、 国分寺市、国立市、 狛江市、多摩市、稲 城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 大阪府 大阪市、守口市 兵庫県 芦屋市	東京都 八王子市、立川市、 府中市、調布市 神奈川県 横浜市、川崎市 愛知県 名古屋市中 大阪府 高槻市、吹田市、 狭山市、箕面市 兵庫県 西宮市、宝塚市	東京都 三鷹市、小金井市 神奈川県 横浜須賀野市、 豆蔻市 京都市 堺市、東大阪市、豊中 市、池田市、枚方市、茨 木市、八尾市 大阪府 神戸市、尼崎市 兵庫県		大阪府 岸和田市、鹿嶋町		
	甲地 (6%)			埼玉県 さいたま市 大阪府 高石市	千葉県 千葉市 福岡県 福岡市		神奈川県 葉山町 大阪府 泉大津市、貝塚市、泉佐 野市、富田林市、和泉市 兵庫県 伊丹市	福岡県 北九州市	
	乙地 (3%)		埼玉県 和光市 東京都 福生市、清瀬市 神奈川県 厚木市 大阪府 門真市	茨城県 つくば市 埼玉県 志木市 千葉県 船橋市、浦安市 東京都 昭島市、小平市、 日野市、 <u>東久留米市</u> 神奈川県 海老名市	千葉県 市川市、松戸市、四街 連市、 <u>習志野市</u> 、八王 代市 東京都 青梅市、東村山市、あ きる野市 神奈川県 相模原市、藤沢市、 茅ヶ崎市、大和市、綾瀬 市、 <u>座間市</u> 滋賀県 大津市 大阪府 寝違市、大東市 奈良県 奈良市、大和郡山市 広島県 広島市、 <u>益田町</u>	東京都 東大和市 大阪府 松原市	宮城県 仙台市 埼玉県 川越市、川口市、所沢市、 越谷市、戸田市、朝霞市、 蕨市、 <u>富士見市</u> 、 <u>新座市</u> 、 <u>三芳町</u> 、 <u>狭山市</u> 、 <u>ふじみ野 市</u> 、 <u>鳩ヶ谷市</u> 千葉県 柏市 神奈川県 平塚市、 <u>伊勢原市</u> 、 <u>寒川 町</u> 静岡県 静岡市 京都府 宇治市 兵庫県 羽曳野市、 <u>藤井寺市</u> 川西市	北海道 札幌市 埼玉県 草加市 東京都 武蔵村山市 神奈川県 小田原市、三浦市 岡崎県 岡崎市 愛知県 岡崎市、豊田直直 市、 <u>豊田市</u> 、 <u>四條新市</u> 、 <u>交野市</u> 兵庫県 姫路市、明石市 和歌山県 和歌山市 岡山県 岡山市 長崎県 長崎市	北海道 小樽市 静岡県 熱海市、 伊豆市 奈良県 生駒市 山口県 下関市、 久留米市、 福岡県 飯塚市
	丙地 (0%)		茨城県 取手市 千葉県 成田市、印西市	千葉県 柏市、浦市 愛知県 刈谷市、豊田市 奈良県 天理市	茨城県 水戸市、土浦市、守谷 市、 <u>ひたちなか市</u> 埼玉県 鶴ヶ島市 千葉県 鎌倉市 愛知県 豊明市 三重県 鈴鹿市 滋賀県 草津市	茨城県 日立市、古河市、牛久市、 ひたちなか市 栃木県 宇都宮市 群馬県 行田市、 <u>敷能市</u> 、 <u>加須市</u> 、 東松山市、入間市、三郷 市 千葉県 茂原市、佐倉市、市原市、 白井市 神奈川県 秦野市 山梨県 甲府市 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 瀬戸市、碧南市、西尾市、 大府市、知多市 三重県 津市、四日市市 滋賀県 守山市、栗東市 京都府 亀岡市、京田辺市 大阪府 河内長野市、 <u>本庄山 庄</u> 兵庫県 三田市 奈良県 大和高田市、 <u>橿原市</u>	宮城県 名取市、多賀城市 茨城県 龍ヶ崎市、筑西市 栃木県 鹿沼市、 <u>小山市</u> 、 <u>大田原市</u> 群馬県 前橋市、高崎市、太田市 埼玉県 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜 市、坂戸市、鳩山町、杉戸町、北川辺町、栗 橋町 千葉県 野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井 町、 <u>栄町</u> 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 長野県 長野市、松本市、諏訪市 岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 静岡県 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田 市、焼津市、掛川市、袋井市 愛知県 豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島 市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢 市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、三好 町、 <u>豊山町</u> 三重県 桑名市、名張市、伊賀市 滋賀県 彦根市、長浜市 京都府 木津町 大阪府 泉南市、 <u>飯南市</u> 、 <u>熊取町</u> 、 <u>田尻町</u> 、 <u>太子町</u> 兵庫県 加古川市、三木市 奈良県 桜井市、 <u>香芝市</u> 、 <u>宇陀市</u> 、 <u>斑鳩町</u> 、 <u>王寺町</u> 和歌山県 橋本町 広島県 廿日市市、 <u>海田町</u> 、 <u>坂町</u> 山口県 周南市 徳島県 高松市 福岡県 筑紫野市、春日市、 <u>太宰府市</u> 、 <u>前原市</u> 、 <u>福 津市</u> 、 <u>宇美町</u> 、 <u>粕屋町</u>	すべての都道府県の 1級地から7級地以外 の地域	

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成 18 年 4 月 1 日。

* 平成 15 年 4 月 2 日から 18 年 4 月 1 日の間に、市町村合併により、A 市に B 町が編入して A 市になった場合や、A 市と B 市の合併により C 市を新設した
場合等は、平成 18 年 4 月 1 日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る（ただし、児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ
割合の変動について、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町、福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧北野町、旧城島町
及び旧三瀧町並びに福岡県飯塚市と合併した旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町及び旧頼田町については、平成 27 年 4 月 1 日から下関市、久留米市又は飯塚
市の区域として取り扱うこととし、平成 24 年度から 26 年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は 0%とする）。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

-20-

- ニ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）
- (1) 利用定員が10人以下の場合 622単位
 - (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 455単位
 - (3) 利用定員が21人以上の場合 366単位
- ホ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合
- (1) 利用定員が5人の場合 1,599単位
 - (2) 利用定員が6人以上10人以下の場合 819単位
 - (3) 利用定員が11人以上の場合 694単位
- 2 医療型児童発達支援給付費（1日につき）
- イ 肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 332単位
- ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 443単位
- 3 放課後等デイサービス給付費（1日につき）
- イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）
- (1) 授業の終了後に行う場合 482単位
 - (イ) 利用定員が10人以下の場合 362単位
 - (ロ) 利用定員が11人以上20人以下の場合 281単位
 - (2) 休業日に行う場合 622単位

- ニ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）
- (1) 利用定員が10人以下の場合 616単位
 - (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 451単位
 - (3) 利用定員が21人以上の場合 363単位
- ホ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合
- (1) 利用定員が5人の場合 1,587単位
 - (2) 利用定員が6人以上10人以下の場合 813単位
 - (3) 利用定員が11人以上の場合 689単位
- 2 医療型児童発達支援給付費（1日につき）
- イ 肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 329単位
- ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 440単位
- 3 放課後等デイサービス給付費（1日につき）
- イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）
- (1) 授業の終了後に行う場合 478単位
 - (イ) 利用定員が10人以下の場合 359単位
 - (ロ) 利用定員が11人以上20人以下の場合 278単位
 - (2) 休業日に行う場合 616単位

- て、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき1,004単位を減算
- 障害児通所支援**
- 1 児童発達支援給付費（1日につき）
- イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）
- (1) 利用定員が30人以下の場合 972単位
 - (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 913単位
 - (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 854単位
 - (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 797単位
 - (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 776単位
 - (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 756単位
 - (7) 利用定員が81人以上の場合 734単位
- ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合
- (1) 利用定員が20人以下の場合 1,215単位
 - (2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 1,069単位
 - (3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 983単位
 - (4) 利用定員が41人以上の場合 896単位
- ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合
- (1) 利用定員が15人以下の場合 1,147単位
 - (2) 利用定員が16人以上20人以下の場合 870単位
 - (3) 利用定員が21人以上の場合 795単位

- て、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき1,000単位を減算
- 障害児通所支援**
- 1 児童発達支援給付費（1日につき）
- イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）
- (1) 利用定員が30人以下の場合 965単位
 - (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 906単位
 - (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 848単位
 - (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 791単位
 - (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 770単位
 - (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 750単位
 - (7) 利用定員が81人以上の場合 729単位
- ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合
- (1) 利用定員が20人以下の場合 1,206単位
 - (2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 1,061単位
 - (3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 976単位
 - (4) 利用定員が41人以上の場合 889単位
- ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合
- (1) 利用定員が15人以下の場合 1,138単位
 - (2) 利用定員が16人以上20人以下の場合 863単位
 - (3) 利用定員が21人以上の場合 789単位

○	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,444単位
○	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	737単位
(3)	入所定員が11人以上20人以下の場合	
○	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	541単位
○	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	950単位
○	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	737単位
(4)	入所定員が21人以上30人以下の場合	737単位
(5)	入所定員が31人以上40人以下の場合	619単位
(6)	入所定員が41人以上50人以下の場合	557単位
(7)	入所定員が51人以上60人以下の場合	539単位
(8)	入所定員が61人以上70人以下の場合	521単位
(9)	入所定員が71人以上80人以下の場合	503単位
(10)	入所定員が81人以上90人以下の場合	486単位
(11)	入所定員が91人以上100人以下の場合	467単位
(12)	入所定員が101人以上110人以下の場合	465単位
(13)	入所定員が111人以上120人以下の場合	464単位
(14)	入所定員が121人以上130人以下の場合	462単位
(15)	入所定員が131人以上140人以下の場合	460単位
(16)	入所定員が141人以上150人以下の場合	458単位
(17)	入所定員が151人以上160人以下の場合	454単位
(18)	入所定員が161人以上170人以下の場合	451単位
(19)	入所定員が171人以上180人以下の場合	447単位

○	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,430単位
○	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	730単位
(3)	入所定員が11人以上20人以下の場合	
○	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	536単位
○	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	940単位
○	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	730単位
(4)	入所定員が21人以上30人以下の場合	730単位
(5)	入所定員が31人以上40人以下の場合	613単位
(6)	入所定員が41人以上50人以下の場合	551単位
(7)	入所定員が51人以上60人以下の場合	534単位
(8)	入所定員が61人以上70人以下の場合	516単位
(9)	入所定員が71人以上80人以下の場合	498単位
(10)	入所定員が81人以上90人以下の場合	481単位
(11)	入所定員が91人以上100人以下の場合	462単位
(12)	入所定員が101人以上110人以下の場合	460単位
(13)	入所定員が111人以上120人以下の場合	459単位
(14)	入所定員が121人以上130人以下の場合	457単位
(15)	入所定員が131人以上140人以下の場合	455単位
(16)	入所定員が141人以上150人以下の場合	453単位
(17)	入所定員が151人以上160人以下の場合	449単位
(18)	入所定員が161人以上170人以下の場合	446単位
(19)	入所定員が171人以上180人以下の場合	443単位

○	利用定員が11人以上20人以下の場合	455単位
○	利用定員が21人以上の場合	366単位
○	重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1)	授業の終了後に行う場合	1,320単位
○	利用定員が5人の場合	675単位
○	利用定員が6人以上10人以下の場合	573単位
○	利用定員が11人以上の場合	
(2)	休業日に行う場合	
○	利用定員が5人の場合	1,600単位
○	利用定員が6人以上10人以下の場合	820単位
○	利用定員が11人以上の場合	695単位
4	保育所等訪問支援給付費（1日につき）	912単位
障害児相談支援		
障害児相談支援費		
イ	障害児支援利用援助費	1,606単位
ロ	継続障害児支援利用援助費	1,306単位
障害児入所支援		
1	福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ	主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1)	入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	737単位
(2)	入所定員が10人の場合	
○	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	625単位

○	利用定員が11人以上20人以下の場合	451単位
○	利用定員が21人以上の場合	363単位
○	重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1)	授業の終了後に行う場合	1,309単位
○	利用定員が5人の場合	670単位
○	利用定員が6人以上10人以下の場合	568単位
○	利用定員が11人以上の場合	
(2)	休業日に行う場合	
○	利用定員が5人の場合	1,587単位
○	利用定員が6人以上10人以下の場合	813単位
○	利用定員が11人以上の場合	689単位
4	保育所等訪問支援給付費（1日につき）	906単位
障害児相談支援		
障害児相談支援費		
イ	障害児支援利用援助費	1,600単位
ロ	継続障害児支援利用援助費	1,300単位
障害児入所支援		
1	福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ	主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1)	入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	730単位
(2)	入所定員が10人の場合	
○	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	619単位

○ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	1,436単位 676単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合 ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	504単位 504単位
○ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,058単位 676単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合 ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	462単位 462単位
○ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	877単位 676単位
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合 ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	431単位 431単位
○ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	801単位 676単位
(1) 入所定員が26人以上30人以下の場合 ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	402単位

○ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	1,422単位 669単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合 ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	499単位 499単位
○ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,047単位 669単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合 ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	457単位 457単位
○ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	868単位 669単位
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合 ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	427単位 427単位
○ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	793単位 669単位
(1) 入所定員が26人以上30人以下の場合 ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	398単位

(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	444単位
(21) 入所定員が191人以上の場合 ↳ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。)に対し指定入所支援を行う場合	441単位
(1) 入所定員が30人以下の場合	722単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	675単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	647単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	622単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	595単位
(6) 入所定員が71人以上の場合 ↳ 主として盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援を行う場合	588単位
(1) 入所定員が5人の場合 ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891単位
○ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合 ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	607単位
○ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676単位
(3) 入所定員が10人の場合 ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	607単位
○ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	607単位

(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	440単位
(21) 入所定員が191人以上の場合 ↳ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。)に対し指定入所支援を行う場合	437単位
(1) 入所定員が30人以下の場合	725単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	668単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	641単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	616単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	589単位
(6) 入所定員が71人以上の場合 ↳ 主として盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援を行う場合	562単位
(1) 入所定員が5人の場合 ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	882単位
○ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	669単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合 ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	601単位
○ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	669単位
(3) 入所定員が10人の場合 ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	601単位
○ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	601単位

<p>イ 指定医療型障害児入所施設の場合</p> <p>(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 321単位</p> <p>(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 147単位</p> <p>(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 874単位</p> <p>ロ 指定医療機関の場合</p> <p>(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 123単位</p> <p>(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 875単位</p>	<p>イ 指定医療型障害児入所施設の場合</p> <p>(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 318単位</p> <p>(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 146単位</p> <p>(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 867単位</p> <p>ロ 指定医療機関の場合</p> <p>(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 122単位</p> <p>(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 867単位</p>
---	---

<p>(1) 入所定員が26人以上30人以下の場合 672単位</p> <p>↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 405単位</p> <p>↳ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 672単位</p> <p>↳ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672単位</p> <p>(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)</p> <p>(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 598単位</p> <p>(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 553単位</p> <p>(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 490単位</p> <p>(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 476単位</p> <p>(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 462単位</p> <p>(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 446単位</p> <p>(15) 入所定員が91人以上の場合 431単位</p> <p>ホ 主として肢体不自由 (法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童 (以下「肢体不自由児」という。)に対し指定入所支援を行う場合 416単位</p> <p>(1) 入所定員が50人以下の場合 712単位</p> <p>(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 703単位</p> <p>(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 691単位</p> <p>(4) 入所定員が71人以上の場合 678単位</p> <p>2 医療型障害児入所施設給付費 (1日につき)</p>	<p>(1) 入所定員が26人以上30人以下の場合 665単位</p> <p>↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 401単位</p> <p>↳ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 665単位</p> <p>↳ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 665単位</p> <p>(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)</p> <p>(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 592単位</p> <p>(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 547単位</p> <p>(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 485単位</p> <p>(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 471単位</p> <p>(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 457単位</p> <p>(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 442単位</p> <p>(15) 入所定員が91人以上の場合 427単位</p> <p>ホ 主として肢体不自由 (法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童 (以下「肢体不自由児」という。)に対し指定入所支援を行う場合 412単位</p> <p>(1) 入所定員が50人以下の場合 705単位</p> <p>(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 696単位</p> <p>(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 684単位</p> <p>(4) 入所定員が71人以上の場合 671単位</p> <p>2 医療型障害児入所施設給付費 (1日につき)</p>
--	--

「福祉・介護職員処遇改善加算」

平成26年度

の届出について

「福祉・介護職員処遇改善特別加算」

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算を算定する場合は、毎年度、福祉・介護職員処遇改善届出書及び添付書類を提出する必要があります。平成26年度も継続する場合は、平成26年2月末日までに福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書等を所管県民局へ提出してください。

なお、福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の区分に変更がない場合や他の加算等に変更がない場合、「介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書」の提出は不要です。

加算を希望する事業者は、本書により必要な手続きを取ってください。①障害福祉サービス事業所・障害者支援施設の場合、岡山市・倉敷市及び新見市に所在の事業所は、提出先は当該市役所に、それ以外は所管の県民局に提出してください。②児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所等の場合は、岡山市に所在の事業所は当該市役所に、それ以外は所管の県民局に提出となりますのでご注意ください。詳細については4 提出先についてをご確認ください。

なお、諸様式は、以下の岡山県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>

【岡山県HP>障害福祉課HP>事業者の指定(更新)申請・変更届・体制届について>介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制届(平成24年4月以降)>福祉・介護職員の処遇改善加算の取扱について】

1 平成25年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の申請をしている事業者

平成26年2月末日までに3に記載の書類を4の届出先に提出してください。

2 平成25年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の申請をしていない事業者で、加算の算定を希望する場合(新規申請を含む)

① 平成26年4月から算定を受ける場合

平成26年2月末日までに3に記載の書類を4の提出先に提出してください。

② 年度の途中から算定を受ける場合

算定を受けようとする月の前々月の末日までに3に記載の書類を4の提出先に提出してください。

3 提出書類(正本副本各1部)

- (1) 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書【別紙様式3あるいは4】
- (2) 福祉・介護職員処遇改善計画書【別紙様式2】
- (3) 就業規則

※省略できる場合：福祉・介護職員の処遇に関する内容について、平成25年度福祉・介護職員処遇改善届出書の提出時(あるいは変更届提出時)からの変更がない場合は、申立書を提出することにより就業規則の提出を省略することが可能です。
(様式申立書①)

- (4) 賃金等に関する規程(就業規則と別に作成している場合)

※省略できる場合：介護職員の処遇に関する内容について、平成25年度福祉・介護職員処遇改善届出書の提出時(あるいは変更届提出時)からの変更がない場合は、申立書を提出することにより賃金等に関する規程の提出を省略することが可能です。(様式申立書①)

- (5) 労働保険に加入していることが確認できる書類

(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)

※省略できる場合：平成25年度福祉・介護職員処遇改善届出書の提出時(あるいは変更届提出時)からの変更がない場合は、申立書を提出することにより労働保険に加入していることが確認できる書類の提出を省略することが可能です。
(様式申立書②)

- (6) キャリアパス要件等届出書(福祉・介護職員処遇改善特別加算の場合は不要)

※省略できる場合：平成25年度福祉・介護職員処遇改善届出書の提出時(あるいは変更届提出時)にキャリアパス要件等届出書を既に提出済みの事業者で、変更がない場合は、申立書を提出することによりキャリアパス要件等届出書の提出を省略することが可能です。(様式申立書③)

(重要) 共同生活介護について、平成26年4月より共同生活援助に一元化されるため、加算率については共同生活援助の加算率で計算してください。(ただし、一元化された共同生活援助の加算率について、国より新たな加算率が示された場合、再度提出が必要となりますので、その際はまたご連絡いたします。)

4 提出先

- (1) 障害福祉サービス事業所・障害者支援施設の場合

①岡山市・倉敷市・新見市以外の市町村に所在の事業所

→ 管轄の県民局健康福祉部健康福祉課

備前県民局健康福祉部健康福祉課事業者 第二班(岡山市を除く)	〒708-8278 岡山市中区古京町 1-1-17
備前県民局健康福祉課事業者第二班 (倉敷市・新見市を除く)	〒710-8530 倉敷市羽島 1083
美作県民局健康福祉課事業者班	〒708-0051 津山市椿高下 1 1 4

② 岡山市・倉敷市・新見市に所在の事業所の場合は、各市役所担当課にお問い合わせください。

- ・岡山市保健福祉局事業者指導課 電話086-212-1015
- ・倉敷市保健福祉局障がい福祉課 電話086-426-3305
- ・新見市福祉部福祉課施設指導係 電話0867-72-6125

(2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所等の場合

① 岡山市以外の市町村に所在の事業所

→ 管轄の上記県民局健康福祉部健康福祉課

② 岡山市に所在の事業所の場合は、岡山市役所担当課にお問い合わせください。

- ・岡山市保健福祉局事業者指導課 電話086-212-1015

また、指定権者の管轄区域を越えた複数事業所について福祉・介護職員処遇改善計画を一括策定した場合も、事業所別の指定権者に提出して下さい。岡山県外所在の事業所・施設の場合は、当該事業所・施設の所在地を管轄する各指定権者に提出して下さい。

(例：岡山市と玉野市に事業所が所在する場合→備前県民局と岡山市に提出)

* 「届出の手引き」がHPにありますので参考にしてください。

<p>【担当及び連絡先】 岡山県保健福祉部障害福祉課 障害者支援班 TEL：086-226-7345 FAX：086-224-6520</p>

メールアドレス登録のお願い

皆様に緊急の情報をお知らせしたり、報告様式等をファイル形式で送付させていただくため、メールアドレスの登録をお願いします。

未登録の事業所・施設は、登録をお願いします。

j-shien@pref.okayama.jp

上記アドレスに次の内容を記入のうえ、メールを送信してください。

1 登録する事業所・施設の名称

1つのアドレスで複数の事業所や法人の全事業所の登録をすることもできます。

2 送信を担当した方の所属、お名前、連絡電話番号

※ メールアドレスはメールに表示されるので記入不要です。

※ 登録を変更する場合にも、同様にご連絡をお願いします。